

公 告

令和8年6月15日

航空自衛隊
府中基地司令
(職員省略)

東京都府中市浅間町1丁目5番地の5に所在する航空自衛隊府中基地において行事として実施する令和8年度府中基地納涼祭(仮称)当日(令和8年10月1日)に限り、野外交店を設置及び経営を行う業者について、下記のとおり募集します。

記

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。

分類番号：B-20-050

保存期間：5年

保存期間満了時期：2032.3.31

作成年度：2026年度

枚数：2枚

開示判断：開示

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

3 設置業種及び店舗数

飲食物及びグッズ販売：20店舗（区画）（基準）

4 国有財産使用料

野外交店の設置に係る土地使用料については、面積に応じた国有財産使用料を支払うものとする。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納付するものとする。

5 募集要項の交付及び問合せ先

- (1) 募集要項等の交付を受けない者は第6項の説明会に参加できない。
- (2) 募集要項の交付を希望する者は、以下の問合せ先に電話連絡の上、募集要項を希望する旨メール送付又は問合せ先にて直接交付とする。

問合せ先：〒183-0001 東京都府中市浅間町1丁目5番地の5
航空自衛隊府中基地 宇宙作戦団基地業務群業務隊
厚生班（場所：180庁舎2階）
奈良島、夏井

電話：042（362）2971（内線4421、4452）

メール：NARASHIMAp8y@inet.aci.mod.go.jp

受付期間：令和8年6月26日（金）～7月3日（金）

ただし、直接交付の場合は平日10時～13時又は14時～16時とする（土曜日及び日曜日を除く。）。

6 説明会【※重要】

(1) 日時

本説明会に参加しない応募者（第5項の募集要項等の交付を受けた者をいう。）は、公募に参加できないものとする。

令和8年6月25日（木）15時から

(2) 場所

航空自衛隊府中基地 180庁舎2階 基地業務群会議室

7 その他

細部の内容については、募集要項による。